

速報重要判例解説

【No.2004-013】

制作物供給契約と動産売買先取特権の成否

【文献番号】	28090229
【文献種別】	決定 / 東京高等裁判所（控訴審）
【判決年月日】	平成15年 6月19日
【事件番号】	平成15年（ラ）第945号
【事件名】	債権差押命令申立却下決定に対する執行抗告事件
【裁判結果】	抗告棄却
【上訴等】	確定
【裁判官】	浅生重機 及川憲夫 竹田光広
【掲載文献】	金融法務事情1695号105頁
【参照法令】	民法322条・304条、民事執行法193条

〈本件決定についての解説〉

1. 事実の概要

機械のメーカーであるX（本件申立人）は、本件印刷装置一式を商社Yに対して売り渡し、Yは、これをZに転売した。Xは、Yから平成14年8月9日までにその代金のうち1964万円を受領し、その後Yは残金1133万円の支払方法として、右金額を額面とし、満期を平成14年12月25日とする約束手形をXに交付した。ところが、平成14年10月22日、Yについて民事再生手続が開始され、その手形は未だ決済されていない。そこで、Xは、Yに対する代金債権を請求債権として、本件印刷装置の買主Yから第三債務者Zに対する転売代金債権に対し、動産売買先取特権（民法322条）に基づき東京地裁に対し債権差押命令を求める申立てをなした。

2. 決定の要旨

東京地裁は、大要以下のように述べて、Xの申立てを却下した（東京地決平成15年4月28日金法1695号109頁）。すなわち、動産売買先取特権に基づく物上代位（民法）311条6号・322条・304条）を原因とする債権差押えは、担保権を有する債権者が、……行う担保権の行使であるから、担保権である動産売買先取特権の存在を文書でこれを立証する必要がある（民事執行法193条1項）。しかし、X提出の文書からは、「債務者が債権者に対し、目録記載の商品について有償で注文をしたこと、目録記載の商品は印刷装置の印刷ヘッド部分及び関連部品であること、商品をその目的にそった使用に供するためには当該ヘッドを印刷ラインに合わせて設計・設置し、動作設定する必要がある特注であることが認められる。このような事実関係によれば、債権者・債務者間の本件申立てに係る取引は、第三債務者の使用状況等に応じて設置場所や電源関係の設計をした上で、それなりの技術者が設置・設定作業を長期間にわたって行うことを当然に予定し、その作業を経て初めて商品としての効用を発揮するものといえ（債権者の主張によれば、メンテナンスも債権者がする必要がある。）債権者の作業は取引上重要な要素を占め、他に替えがたいものといえるから、作業部分の金額が請求上可分であることのみをもって売買的性格が強いとはいえず、本件申立てにかかる有償取引が売買に基づくものとは認められない（債務者・第三者債務者間の契約も同様である。）」。また、取引の物品の金額・数量等に食い違いがあり、よって、立証が不十分であるから、本件申立ては他は不適法である、と。

Xはこの決定を不服としてその取消しを求めて抗告したところ、東京高裁は、大要以下のよう述べて、Xの差押えの申立てを退けた。

「ア 本件印刷装置は、ある特殊な用途条件の下で印刷の機能を発揮するものでなければ契約の取引の目的を達するものではなく、納入後の据付は、調整も必要不可欠なものであり、両者は一体となって契約の目的を達するものである。

そうすると、本件契約は、これらが一体となった制作物供給契約としての性質を有するものである。もっとも、…（中略）認定事実によれば、本件の契約については、印刷機及びその付属設備等の売買に関する契約と、その据付調整に関する契約とが区分され、その代金も

別個に取り決められている。しかし、上記のように本件の取引の実態として、両者は不可分のものである以上、形式的にこれらの契約書や代金が個別に取り決められていたからといって、本件契約の法的性質についての上記の判断が左右されるものではない。」

「イ 動産売買先取特権は、一般債権者のみならず、一般先取特権者に対しても優先権を有する法定担保物権であり（民法329条2項）、強い効力（破産においては別除権）が認められている。このような担保権が認められているのは、動産の売買においては、売主は相手方の信用をあらかじめ確かめ得ない場合が多いことから、この先取特権を与えて売主を保護し、動産売買を容易かつ安全ならしめる趣旨にあると解される。

ところが、本件のような制作物供給契約においては、売主は、事前に相手方と種々交渉のうえ、契約の締結に至るのが通常である。その代金の支払についても、相手方の信用状況を調査し、場合によっては、本件のようにその中間に商社を介在させるなどして、支払の確保手段を講ずることが可能である。

そうすると、本件のような制作物供給契約において、その代金を確保するために、民法322条の規定を準用する合理的理由は乏しいというべきである。」

「ウ もっとも、制作物供給契約は、一般に売買と請負の双方の面を持つ混合契約であると解されるところ、その中には極めて売買契約としての要素が強く、不特定多数の信用状況を確かめ得ないまま契約を締結するような場合も考えられないではない。そのような場合は、動産売買先取特権の準用を認める余地もあり得ると解される。

しかし、上述のところによれば、本件印刷装置は、本件工場以外の場所での使用が一般的に可能なものとは認め難く、汎用性が制限されており、不代替物も供給という面が強く、必ずしも売買としての要素が強いとはいえないし、相手方の信用状況を確かめ得ないままに売買したというような場合でもないのであるから、本件が上記のような場合に当たるとは認め難い。」

3. 本件決定についてのコメント

（1） 最3小判平成10年12月18日民集52巻9号2024頁は、「動産の買主がこれを用いて請負工事を行ったことによって取得する請負代金債権は、仕事の完成のために用いられた材料や労力等に対する対価をすべて包含するものであるから、当然にはその一部が右動産の転売による代金債権に相当するものということとはできない。したがって、請負工事に用いられた動産の売主は、原則として、請負人が注文者に対して有する請負代金債権に対して動産売買の先取特権に基づく物上代位権を行使することができない」として、請負代金債権に対する動産売買先取特権の物上代位権による差押えを原則として否定する。しかし、この事件では、動産売買先取特権の目的物である機械の価格と請負代金債権を比較した場合、機械の価格が8割を占め、また、買主が第三債務者から売主の販売する機械の搬入工事を受注したうえで、売主に機械を発注し、売主が第三債務者に直接機械を引き渡した事案であった。結果として、最高裁は、「請負代金全体に占める当該動産の価額の割合や請負契約における請負人の債務の内容等に照らして請負代金債権の全部又は一部を右動産の転売による代金債権と同視するに足る特段の事情がある場合には、右部分の請負代金債権に対して右物上代位権を行使することができる」として一定の例外を承認し、この事件ではその特段の事情ありとして、物上代位による差押えを認めている。

（2） ところで、動産売買先取特権の成立要件は、「動産の売買により生じた債権を有すること」である（民法311条6号）。従って、債権者は、その債権の発生原因事実である「債権者が債務者との間である動産を目的とする売買契約を締結したこと」を、先取特権の要件事実として証明することを要する（注2）。

本件決定の認定事実からは、Y・Z間の代金債権額は明らかではない。仮に、Y・Z間の機械据付け工事代金額390万円に、X・Y間の代金債権額3090万円（消費税込み）を加えた金額である3480万円がY・Z間の代金債権の額であった場合、最高裁平成10年決定の基準に照らせば、X・Y間が売買契約でありさえすれば、「請負代金全体に占める当該動産の価額の割合や請負契約における請負人の債務の内容等に照らして請負代金債権の全部又は一部を右動産の転売による代金債権と同視するに足る特段の事情」があるとして、物上代位が認められ得た可能性がある。

しかしながら、最高裁平成10年決定が、Y・Z間の請負代金債権に対する物上代位の可否を論ずるのに対し、本件決定では、X・Y間の契約が売買契約ではなく制作物供給契約であることを理由として、Y・Z間の代金債権に対する物上代位の差押えの可否を論じるまでもなく、X・Y間に動産売買先取特権が成立しないとした点が特徴的である。

(3) 「制作物供給契約」とは、「仕事を引き受けた人が自分で調達した材料で注文通りの物を制作し、その物を供給する契約」であるとされる。「契約により物を制作する」という面で請負契約に、「制作した物を代金と引き換えに渡す」という面で売買契約に類似する(注3)。一般的には、制作された物が代替物で、この制作物の供給(所有権の移転)に契約の目的の重点があるものは売買契約として扱い、制作された物が不代替物であるものについては、売買に関する規定と請負に関する規定とを混合的に適用するが、仕事の完成に契約の目的の重点がある場合には請負の規定が適用される、という見解(混合契約説)が一般的である(注4)。

(4) 本件決定と同様、X・Y間の契約が売買ではなく制作物供給契約であり、動産売買先取特権の成否自体が問題となった事例として、以下の3件がある。大阪高決昭和63年4月7日判時1247号91頁(注5)では、XがYに対し、プレヒーティング・ファーンネス・ユニット(熱風発生炉およびプレヒーターポンプ一式)およびその予備品の売買代金債権588万円を請求債権として、民法322条・304条の動産売買先取特権の物上代位権に基づき、Yの第三債務者Zに対する転売代金債権を上記請求債権の限度で差押え、転付を求めたものである。裁判所は、X・Y間の契約(Y・Z間の契約の受注工事の一部の設計・製作・梱包・運搬等を内容とする)およびY・Z間の契約(上記商品の設計・製作・運搬を行い納入する契約)も、ともに制作物供給契約であることを認定する。その上で、X・Y間の代金債権が請負と売買の混合契約である制作物供給契約に基づく場合、民法559条により売買契約の規定を準用することはあり得ても、この代金債権を担保するために民法322条を準用することは、同条の立法趣旨・沿革・文言上許されないとした。また、Y・Z間の代金債権も、X・Y間の契約の価値代替物ではなく、制作物供給契約に基づく代金債権であるとした。すなわち、決定は、X・Y間およびY・Z間の契約を制作物供給契約と判断することで、本件決定と同様、動産売買先取特権の成立自体を否定しているのである。その前提として、これらの制作物供給契約において目的物が不代替的であり、契約の主たる目的が目的物の所有権移転よりも仕事の完成にあるとの判断があると考えられる(注6)。

これに対して、東京高決平成12年3月17日判時1715号31頁(注7)は、決定と異なる判断を示している。Yは、Zが、自己の顧客であるビザチェーン店で使用するビザ宅配用段ボールを制作するための段ボール投入・供給及び検査・集積装置を、Xに対して代金940万円で発注し、ZはYに対し、本件装置を代金1150万円で発注した。XはYの指示に基づき、Zに本件装置を納入したが、Yが破産宣告を受けたため、Xは自己のYに対する代金債権を請求債権として、YのZに対する代金債権を、動産売買先取特権に基づく物上代位権の行使として差押えを申し立てた。

裁判所は、X・Y間の契約は制作物供給契約であるが、目的物が代替物であること、制作に要した期間や労力、製品のオリジナル性が少ないことから、売買と同視しうるとして、X・Y間の請求債権が売買代金債権に当たり、動産売買先取特権の成立を認めた。そして、Y・Z間の契約も、Xが制作した装置にほとんど手を加えることなくZに引き渡すものであることから、売買契約そのものであると認定し、転売代金債権に当たるものとして物上代位による差押えを認めた。

また、大阪高決昭和62年1月26日金判766号22頁は、本件決定の当事者関係に照らしていえば、X・Y間の契約が、加工よりもむしろ商品の所有権移転に重点があることから、制作物供給契約ではなくむしろ売買契約というべきものであるとして、X・Y間に動産売買先取特権の成立を肯定した。

(5) 学説には、請負代金債権を動産の転売代金債権と同視しうるとの特段の事情があるときには、これを差押債権とする物上代位権の行使が可能であるとした最高裁平成10年決定の理論を被担保債権に拡張して、制作物供給契約に基づく代金債権を動産の売買代金債権と同視できる場合には、先取特権の成立を肯定する余地を認めるものがある(注8)。

民事執行法193条1項の規定する「担保権の存在を証する文書」について、かつては「準名義説」と「書証説」の対立があったが、裁判所の取り扱いも、現在では後者に統一されている(注9)。自己の相手方との契約が制作物供給契約であるとき、債権者が相手方の第三債務者に対する債権を動産売買先取特権に基づく物上代位により差し押さえるためには、制作された物が代替物であって、それほどオリジナルに加工を施したものではなく、実質的にみれば売買と変わらないということを証明する必要がある。

(6) 本来、本件の取引は、当初はX・Z間で交渉がなされていたところ、代金の支払条件等で折り合いがつかず、商社Yを介在させたという事情がある(注10)。仮にYが介在しない取引であった場合であっても、本件決定のX・Y間の契約が、印刷装置の所有権の移転を主たる目的とするものではなく、「納入後の据付け、調整も必要不可欠」な代替物の製作を目的とすると認定されていることから、X・Z間(Yが介在しないとして)の契約が、やはり売買ではなく、請負に類似するものとなっていたと予想される。よって、本件決定の事案の下では、前掲 決定のような事情(目的物が代替物であること、制作に要した期間や労力、製品のオリジナル性が少ないこと等)を欠く以上、X・Y間に動産売買先取特権の成立が否定されるのはやむを得ないというべきである。この点では、とりわけ、決定が、以下のように述べている点が注目される。すなわち、「相手方・破産会社間において、本件商品の代金につき動産売買の先取特権を認めるべきかの関係」は、「混合契約における所有権移転にかかわる側面の問題であって、民法311条6号が動産売買代金に法定担保としての先取特権を付与する立法趣旨は、売主は通常代価を受け取るべき条件付で買主の資産中に売却物件の所有権を移転するのであるから、買主の一般債権者との公平の原則に基づくものであるところ、この立法趣旨は本件の如き動産制作物供給なる混合契約における右側面においても同様に当てはまるというべきであるから、動産売買の先取特権の規定が当然適用ないし準用されると解すべきである」と(注11)。X・Y間の契約関係が制作物供給契約であるとしても、売買的要素が十分に認められ、かつ、代替物の製造である場合、やはり動産売買先取特権の成立を肯定すべきであろう。

(7) ただ、本件決定が、X・Y間に動産売買先取特権の成立を否定する理由として、「制作物供給契約においては、売主は事前に相手方と種々の交渉のうえ契約を結ぶのであるから、相手方の信用状況を調査し、相手方によっては、本件のようにその中間に商社を介在させるなどして、支払の手段を確保することも可能である」ことを挙げるのは、やや疑問を覚える。制作物供給契約が、「売買契約としての要素が強く、不特定多数の信用状況を確認できないまま契約を締結するような場合」には動産売買先取特権の成立を認めてXを保護する必要があり、他方、請負契約の要素が強く非代替物の製作を内容とする場合には、Xは特定の取引先相手のみを相手としており、当然に信用状況を事前に確認しうるのだから、Xを保護する必要はない、と断定してよいのであろうか。少なくとも、制作物供給契約の性質決定と、本件のXが自ら中間者Yを取引に介在させたからこそYの破綻の信用リスクを負担すべきであるということは、直接の関連性はないはずである。本件決定は、あたかも売買的要素の強い制作物供給契約では相手方の信用状況が把握しにくく、請負的要素の強いそれにおいては、信用状況の把握が容易であるとするようであるが、一般的にそのようにいい得るかどうかは、議論の余地があろう。

(注1) 本件決定の事実については、野口恵三「制作物供給契約に基づく代金請求権に動産売買先取特権(民法333条)は認められるか」NBL781号(2004年)66頁を参考とした。

(注2) 前澤功「動産売買先取特権」山崎恒・山田俊雄編『新・裁判実務大系(12)民事執行法』(青林書院・2001年)320頁。

(注3) 芦野訓和「制作物供給契約」椿寿夫・中舎寛樹編『解説条文にない民法』(日本評論社・2002年)206頁。

(注4) 幾代通=広中俊雄編『新版注釈民法(16)』115頁以下(広中執筆)(有斐閣・1989年)、平野裕之『契約法〔第2版〕』440頁(1999年)、松坂佐一『民法提要債権各論(第5版)』(有斐閣・1993年)195頁。

(注5) 同決定の評釈として、廣田民生・判タ706号296頁がある。

(注6) 下村信江・東京高決平成12年3月12日判批・判タ1059号37頁(2001年)および判時1247号92頁の無署名コメント参照。

(注7) 同決定の評釈として、野澤正充・法セミ552号115頁(2000年)、下村・前出(注6)判タ1059号35頁(2001年)、同・私法判例リマークス24号26頁(2002年)がある。

(注8) 前澤・前出注(2)321頁。

(注9) 前澤・前出注(2)327頁以下、内山宙「東京地裁執行部における動産売買先取特権に基づく物上代位事件の取り扱い」金法1632号20頁以下(2002年)を参照。

(注10) 金法1695号108頁参照。

(注11) 決定・大阪高決昭和62年1月26日金判766号24頁。

* 本稿は、2004年度科学研究費補助金の助成による研究成果の一部である。
(平成16年5月23日)
著者： 立命館大学法学部教授 小山泰史